

府中市公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

令和 8 年 5 月 7 日

広島県府中市長 萩野 雅裕



- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート府中
広島県府中市須町字北篠溝口 3 1 7 番地 1 外

- 2 変更した事項
(変更前)

小売業者			住 所
名称	役職	代表者	
株式会社ネクサスエ ンタープライズ	代表取締役	原本 憲一	大阪市中央区千日前一丁目 4 番 8 号 千日前 M' s ビル 5 階

(変更後)

小売業者			住 所
名称	役職	代表者	
株式会社 ENOVA エ ンターテイメント	代表取締役	樋田 裕吾	千葉県市川市市川一丁目 7 番 15 号

- 3 変更の年月日
令和 7 年 8 月 1 日

- 4 変更の理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の変更

- 5 届出年月日
令和 8 年 5 月 1 日

- 6 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧場所

府中市経済観光部商工観光課（府中市府川町 3 1 5）

(2) 縦覧期間

令和 8 年 5 月 7 日から令和 8 年 8 月 7 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 意見書の提出

法第8条第2項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限 令和8年8月7日

(2) 提出先 府中市経済観光部商工観光課